

加工施設保安規定変更と加工事業許可申請書との整理

令和3年4月19日

日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	加工事業許可申請書	説明
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織及び職務</p> <p>（組織）</p> <p>第4条（変更なし）</p> <p>（職務）</p> <p>第5条 機構（センターを除く。）において加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 理事長は、加工施設に係る保安を総理する。</p> <p>（2） 統括監査の職は、加工施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>（3） 管理責任者は、第16条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>（4） 安全・核セキュリティ統括部長は、加工施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>（5） 契約部長は、本部における加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>（6） 人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）は、理事長を補佐し、センターにおける加工施設の保安を統理する。</p> <p>2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。</p> <p>3 センターにおいて加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 所長は、保安を統括する。</p> <p>（2） 副所長（技術担当）は、<u>安全管理課長及び保安・技術管理課長の所掌する業務を統括する。</u></p> <p>（3） 副所長（事務担当）は、<u>計画管理室長及び調達課長の所掌する業務を統括する。</u></p> <p>（4） <u>廃止措置・技術開発部長は、施設管理課長及び廃止措置推進課長の所掌する業務を統括する。</u></p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>本文</p> <p>七 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1)</p> <p>[ページ 別-53]</p>	<p>加工事業許可申請書と整合は図られている。</p>

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	加工事業許可申請書	説明
<p>(5) 施設管理課長は、加工施設の運転・保守に係る業務（安全管理課長の所掌する業務を除く。）、加工施設の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務（廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務（放射性廃棄物でない廃棄物の管理を含む。）、核燃料物質の貯蔵に係る業務、許認可申請に関する全体工程管理に係る業務、他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び廃止措置・技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置推進課長は、滞留ウラン除去設備及び分析設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務並びに加工施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去に係る業務を行う。</p> <p>(7) 計画管理室長は、加工施設の廃止措置に関する計画の調整に係る業務を行う。</p> <p>(8) 調達課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理課長は、加工施設及び従業員等に係る放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備（エリア用HFモニタを除く。）の運転・保守を含む。）、エリア用HFモニタの操作停止に関する恒久的な措置に係る業務、加工施設の保安に関する品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務並びに安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務を行う。</p> <p>(10) 保安・技術管理課長は、<u>非常事態の通報連絡及び体制の整備に係る業務、周辺監視区域の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「自衛消防活動」という。）のための体制の整備に係る業務を行う。</u></p> <p>(11) 核燃料取扱主任者補佐チームは、核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>4 前項第2号から第4号までの職位の副所長及び廃止措置・技術開発部長を総称して、以下「統括者」という。</p> <p>第6条（省略）（記載の適正化）</p> <p style="text-align: center;">第2節 核燃料取扱主任者</p> <p>第7条～第9条（変更なし）</p>	<p>本文</p> <p>七 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1)</p> <p>〔ページ 別-53〕</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>加工事業許可申請書と整合は図られている。</p>

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	加工事業許可申請書	説明
<p style="text-align: center;">第3節 委員会</p> <p>第10条（変更なし）</p> <p>（安全審査委員会）</p> <p>第11条 センターに安全審査委員会を置く。</p> <p>2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、加工施設の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 加工事業変更許可、廃止措置計画の変更の認可、設計及び工事の計画の認可</p> <p>(2) この規定の改定</p> <p>(3) センター共通安全作業基準の制定・改廃</p> <p>(4) 廃止措置の実施計画</p> <p>(5) 核燃料物質の貯蔵計画及び放射性廃棄物の保管計画</p> <p>(6) 保安教育訓練の年間計画</p> <p>(7) その他所長の諮問する事項</p> <p>4 安全審査委員会は、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。</p> <p>5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p> <p>（業務品質保証推進委員会）</p> <p>第12条 センターに業務品質保証推進委員会を置く。</p> <p>2 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 業務品質保証推進委員会は、加工施設の品質マネジメント活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項</p> <p>(2) センターの品質マネジメントシステムに関する文書（二次文書）の制定・改廃</p> <p>(3) その他品質マネジメント活動に関する重要事項</p> <p>4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。</p> <p>第13条～第14条（変更なし）</p>	<p>—</p> <p>本文</p> <p>七 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1)</p> <p>[ページ 別-53]</p> <p>本文</p> <p>七 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1)</p> <p>[ページ 別-53]</p> <p>—</p>	<p>加工事業許可申請書と整合は図られている。</p> <p>加工事業許可申請書と整合は図られている。</p>

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	加工事業許可申請書	説明
<p align="center">第4節 従業員等以外の者に対する保安措置</p>		
<p>第15条（変更なし）</p>	—	
<p align="center">第3章 品質マネジメントシステム</p>		
<p>第16条（変更なし）</p>	—	
<p align="center">第4章 廃止措置の管理</p>		
<p>第17条～第20条（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））</p>	—	
<p align="center">第5章 加工施設の操作</p>		
<p align="center">第1節 通則</p>		
<p>第21条（変更なし）</p>	—	
<p>第22条～第23条（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））</p>	—	
<p>第24条（省略）（記載の適正化）</p>	—	
<p>第25条～第26条（変更なし）</p>	—	
<p align="center">第2節 操作上の留意事項</p>		
<p>第27条～第30条（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））</p>	—	
<p align="center">第3節 異常時の措置</p>		
<p>第31条（変更なし）</p>	—	

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	加工事業許可申請書	説明
第6章 核燃料物質等の管理		
第32条～第35条（省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第36条～第37条（変更なし）	—	
第38条（省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第7章 放射性廃棄物の管理		
第39条～第44条（省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第8章 放射線管理		
第1節 区域管理		
第45条～第47条（省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第48条（省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）（記載の適正化）	—	
第49条～第53条（省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第2節 被ばく管理		
第54条（変更なし）	—	
第55条（省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第56条～第59条（変更なし）	—	
第60条～第61条（省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	加工事業許可申請書	説明
第3節 線量当量等の測定		
第62条（省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第63条（変更なし）	—	
第64条～第65条（省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第4節 物品移動の管理		
第66条（変更なし）	—	
第9章 保守管理 第1節 施設管理		
第67条～第71条（変更なし）	—	
第2節 定期事業者検査		
第72条～第74条（変更なし）	—	
第3節 保修及び改造		
第75条～第76条（変更なし）	—	
第4節 使用前事業者検査		
第77条～第79条（変更なし）	—	
第10章 自衛消防活動		
第80条（省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	加工事業許可申請書	説明
<p style="text-align: center;">第1図 保安組織</p>	<p>本文 七 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 6.2 人的資源 6.2.1 一般 (1) 〔ページ 別-53〕</p>	<p>加工事業許可申請書と整合は 図られている。</p>

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	加工事業許可申請書	説明
<p data-bbox="62 252 918 316">第2図 品質マネジメントシステム体系図（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））</p> <p data-bbox="62 347 772 379">第3図 品質マネジメントシステムプロセス関連図（変更なし）</p>	—	



第4図 品質マネジメントシステム文書体系

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	加工事業許可申請書	説明
第5図（1）～第7図（変更なし）	—	
第1表（省略）（記載の適正化）	—	
第2表～第17表（変更なし）	—	
第18表（省略）（記載の適正化）	—	
第19表～第20表（変更なし）	—	
第21表（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））	—	